第十八条　［略］

2　免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる検査、講習又は教育を受けたものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）　第二十六条の三第二項に規定する書類

二　法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。）　当該運転免許取得者等検査を受けた者であることを証明する書類

三　法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）　第二十六条の五第六項に規定する書類

四　法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。）　当該運転免許取得者等検査の結果を証明する書類

五　法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）　第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書

六　法第百八条の二第二項の規定による講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）　第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類

七　法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等教育の課程（同項第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものに限る。）　当該課程を終了した者であることを証明する書類

第十八条の二　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十七項に規定する証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

［略］

2　免許申請者が令第三十三条の五の三第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハに該当する者であるときは、免許申請書にこれらの規定に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。

（申請により付与又は変更する免許の条件等）

第十八条の六　法第九十一条の二第一項の内閣府令で定める条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を次の各号のいずれかに該当するものに限定する条件とする。

一　次のイ及びロに掲げる装置（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「ＡＴ機構」という。）がとられている自動車以外の自動車にあつては、イに掲げる装置）の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成三十年国土交通省告示第五百四十四号。以下この号において「実施要領」という。）第三条の認定が行われた普通自動車

イ　実施要領第一条第三号に規定する衝突被害軽減制動制御装置

ロ　実施要領第一条第四号に規定する障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置又は同条第五号に規定するペダル踏み間違い急発進抑制装置

第十八条　［同上］

2　免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［各号を加える。］

一　法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）　第三十八条第十六項の高齢者講習終了証明書

二　法第九十七条の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第百八条の二第二項の規定による講習　第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類

［号を加える。］

第十八条の二　次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十六項の証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

［同上］

2　免許申請者が令第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハに該当する者であるときは、免許申請書にこれらの規定に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。

［条を加える。］